様式第24号(第19条関係)

|  |
| --- |
| 下水道特別使用許可検査完了通知書第　　　　　号　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　様松川町長　　　　　　　　　㊞　　　　年　　月　　日付で依頼のあった下水道特別使用許可に係る下水道施設の検査について、検査を完了し当該施設は合格と認めたので、次の条件を付して当該施設を引き受けます。 |
| 条件 | 1. 寄附された下水道施設に瑕疵が認められたときは、町長が認める期間内にその瑕疵について補修するとともに、瑕疵による損害賠償に応ずること。
2. 前項の規定による瑕疵の補修又は損害賠償の義務は、検査完了の日から2年とする。ただし、その瑕疵が寄附申出者の故意または重大な過失による場合は5年とする。
3. 第1項の規定は寄附された下水道施設の瑕疵が、町長の指示により生じたものであるときが明らかなときは、この限りでない。
 |
| 備考 |  |